

青森県教育委員会 殿

青森県情報公開審査会

会長職務代理者 加 藤 勝 康

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成13年12月21日付け青教義第901号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定個人の休職決裁簿に係る不開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）が対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成 13 年 11 月 9 日、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により「特定個人の平成 11 年 3 月から平成 12 年 3 月の休職の有無がわかる文書」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 13 年 11 月 12 日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 13 年 12 月 12 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分で不開示とされた行政文書を開示するとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 平成13年9月、中学校への電話問合せに中年の女性が応対し「特定個人は2年以上前に辞めた」と答えた。
- (2) 同10月、退職年月日確認の電話をしたところ、二人の女性が応対し、特定個人は平成11年3月に辞めたと答えた。
- (3) 個人的に依頼した調査機関からは、3人の教師から平成11年には特定個人は辞めていたとの答えを得、2人の卒業生からも同様の答えを確認した旨報告があった。
- (4) 平成11年中に、特定個人が県外の某宅にいたことを目撃されている。
- (5) 臨任講師が平成10年12月から12年3月まで入っている。
- (6) 以上の点から、特定個人が平成11年3月から12年3月の間は休職していたと考えられる。その確認のため、「特定個人の平成11年3月から12年3月の休職の有無がわかる文書」の開示を求めるべくこの異議申立てに及んだ次第である。
- (7) 実施機関の不開示理由説明書には、詳細な不開示理由に長々とそれらしい事が述べてあるが、条例をくっつけて屁理屈としたとしか思えないような、意味不明のものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示とした理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

1 対象行政文書の性格

(1) 対象行政文書作成の根拠

ア 市町村立小・中学校教職員の身分

市町村立小・中学校教職員（以下「県費負担教職員」という。）は、市町村が設置し

ている小・中学校に勤務しているものであるが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、その任免及び休職等の分限処分の権限は都道府県教育委員会に属している。

イ 休職の手続き等

職員の休職については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項に規定されており、「1 心身の故障のため、長期の休養を要する場合」及び「2 刑事事件に関し起訴された場合」には、職員の意に反してこれを休職することができる」とされている。

刑事事件の場合は、その事案ごとに個別に決定することとなるが、心身の故障の場合には、医師の診断書等による確認が必要となる。そのため、青森県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）では、関係条例及び規則によりその手続きを定め、県費負担教職員が、心身の故障による休職を願い出ようとする場合は、職員が「休職願」に医師の証明する「精密検査証明書」を添えて学校長、市町村教育委員会教育長を経由して、青森県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）に提出することとしている。

当該休職願が提出された場合、県教育委員会では、休職の決定を行う必要があるため、これに係る書類（簿冊）を年度ごとに作成し、休職願及び精密検査証明書により病名や休職を必要とする期間を確認し、休職の決定を行うこととしている。また、休職期間を延長する場合も、同様の書類が県教育長に提出され、決定することとしている。

なお、参考までに職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合は、「病気休暇」の制度により、結核性疾患の場合は2年以内、それ以外の疾病又は負傷の場合は90日（精神性疾患や生活習慣病等については180日）以内の期間で休暇を承認できるとされており、県費負担教職員の場合は、青森県条例により市町村が承認することとされている。この病気休暇の期間以上に療養が必要となる場合に、休職の手続きをとることとなる。

(2) 対象行政文書の記載内容

休職の決定を行う文書には、休職とする法的根拠、休職の期間、学校名、職名、氏名、病名、休職の発令年月日、当該休職発令前の病気休暇の期間又は休職の期間が記載されている。

2 詳細な不開示理由

対象行政文書は、上記1で述べたとおり、県費負担教職員の私生活に起因する負傷又は疾病に基づいて休職を決定するためのものであり、個人の氏名、病名等が記載されている。これは条例第7条第3号に規定する「個人情報」に該当するものであり、開示し

た場合個人のプライバシーを侵害するおそれがあるものである。

また、本件開示請求は、「特定個人の平成11年3月から平成12年3月の休職の有無がわかる文書」と特定の個人に関する情報を求めているが、「休職に関する文書の有無」を明らかにすることは、「休職の有無」についても明らかにすることとなり、本来不開示として保護すべき利益が損なわれてしまうこととなる。条例第10条（行政文書の存否に関する情報）の解釈・運用は、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示とすべき利益が損なわれてしまう場合であって、仮に行政文書が存在したとしても、不開示情報に該当して不開示となる場合は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるとしている。このため、特定個人の休職に関する文書が存在しているか否かを答えられないという、存否応答拒否による不開示と決定したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものである（第1条）が、一方では、「個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう最大限の配慮をしなければならない」と定められている（第3条）。

したがって、「原則開示」を基本理念とする本条例においても、個人に関する情報のうち個人の秘密その他の通常他人に知られたくない情報については、個人の尊厳を確保し、もって基本的人権を尊重するとの観点から最大限に保護されるべきであり、みだりに開示されてはならないものである。

2 条例第7条第3号本文の該当性について

異議申立人は、「特定の個人の休職の有無がわかる文書」を開示請求したものであるが、これに記載されている特定個人に関する情報が、条例第7条第3号本文に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当することは明らかである。

3 休職の区分に従った検討

異議申立人は、「特定の個人の休職の有無がわかる文書」を開示請求したものであるが、本県には、地方公務員法第28条第2項の規定による休職（病気休職・起訴休職）及び県条例でその事由を定める休職（派遣休職・生死不明等休職）がある。

以下、これらについて検討する。

(1) 病気休職について

ア 根拠規定について

地方公務員法第28条第2項第1号では、病気休職について定めており、これに該当する場合として、「心身の故障のため、長期の休養を要する場合」としている。

イ 条例第7条第3号ただし書の該当性について

特定の個人の病気休職の処分に係る情報が条例第7条第3号ただし書のイ及びロに該当しない情報であることは明らかであるので、以下同号ただし書のハに該当するかどうか検討する。

同号ただし書のハに定める「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。また、これは、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報であることが必要である。

病気休職は、公務員たる地位に関する情報ではあるが、当該職員の心身の故障の有無という個人の健康に関する情報であり、当該職員の具体的な職務の遂行との直接の関連性はない。

よって、病気休職の処分に係る情報は、職員の個人情報として保護される必要があり、同号ただし書のハの対象となる情報ではない。

ウ 存否応答拒否の適否について

上記のとおり、病気休職の処分に係る情報は不開示とすべきであるが、これに関する文書の有無を明らかにすることは、「病気休職の有無」を明らかにすることとなってしまう、ひいては当該職員の「長期の療養を要する程の心身の故障」の有無が明らかとなってしまう。

したがって、実施機関が条例第10条に基づき病気休職に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで開示請求を拒否したことは妥当である。

(2) 病気休職以外の休職について

これらの休職については、条例第7条第3号ただし書に該当すると認められるが、当審査会において、実施機関に対し、特定個人に係る平成11年3月から平成12年3月までの起訴休職、派遣休職及び生死不明等休職の有無がわかる文書の存否について照会したところ、当該文書は実施機関において保有していないとのことであった。

4 結論

以上、本件開示請求に対し実施機関が行った不開示決定は妥当である。よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別 記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成13年12月21日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成14年 1月21日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成14年 1月28日 (第66回審査会)	・審査を行った。
平成14年 2月18日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成14年 2月22日 (第67回審査会)	・審査を行った。
平成14年 4月22日 (第69回審査会)	・審査を行った。
平成14年 5月28日 (第70回審査会)	・審査を行った。
平成14年 6月24日 (第71回審査会)	・審査を行った。
平成14年 7月 9日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの回答書を受理した。
平成14年 7月17日 (第72回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名等	備考
安藤 清美	青森中央学院大学経営法学部専任講師	
石岡 隆司	弁護士	
石田 恒久	弁護士	会長(本件審査回避)
加藤 勝康	青森公立大学学長	会長職務代理者
西村 恵美子	青森県読書団体連絡協議会会長	